一般社団法人神奈川県剣道連盟審判員選考委員会規則

第1条 審判員選考委員は会長の付託により審判員選考委員会(以下選考委員会) において審判員を選考し、会長が委嘱する。

第2条 選考委員は9名とする。

- 第3条 委員長は会長とし、委員中5名は会長が選任、理事会の承認を得て会長が 委嘱する。
- 2 委員のうち 3 名は下記の段審査地区に属する支部より各1名を選出、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

地区割:相模原·湘南地区、横須賀地区、小田原地区

第4条 審判員候補者は会長が提案するほか、各委員も提案することができる。

第 5 条 選考委員会は委員長が議長となり、審議された事項は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 議事録作成のために必要な事務局員が陪席することができる。
- 3 議事録要旨は理事会において報告するほか、HP上において公開する。
- 4 議事録は文書で5年間、電子的方法で10年間事務局に保管する。

第6条 審判員は70歳以下の会員より選出し、90名以内とする。

2 審判員は原則として七段以上とする。

第 7 条 大会における審判員は選考委員会の選考に基づき、会長が大会毎に委嘱する。

- 2 大会に審判長及び試合場毎に審判主任をおく。
- 3 大会により副審判長を置くこともできる。
- 4 審判長、副審判長は審判員経験者とするが、年齢に制限されない。
- 5 審判長、<mark>副審判長は会長が幹部会において検討の上、</mark>委嘱する。
- 6 審判主任は選考委員会において選定された審判員より会長が<mark>幹部会において 検討の上、</mark>委嘱する。
- 7 審判長、審判主任、審判員の任務、権限等は全日本剣道連盟剣道試合・審判 規則、同細則による。
- 8 副審判長は審判長を補佐する。

第8条 定款第29条第1項及び第3項並びに第31条の規定は、審判員選考委員、 審判員にも準用する。

第 9 条 この規則に定めがない事項に関しては会長と相談の上、委員会において決定し、総会の了承を得る。

第10条 本委員会の議事録作成の他、事務業務は当法人事務局が担当する。

第11条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

- (1)委員会開催日時、場所および出席者全員の氏名。
- (2)議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3)決議を要した事項について、およびその結果。
- (4)その他特に詳細な記載が必要と議長が判断した事項。
- (5)議事録作成者氏名

本規約は法人設立時より有効とする。 令和00年00月00日